

令和8年度診療報酬改定

16. 経過措置

経過措置について①

区分番号	項目	期間	経過措置の内容
1	A000 初診料の注1	令和10年5月31日まで	電子処方箋システムを有していない場合には、オンライン資格確認等システム又は医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークのいずれかを用いて薬剤情報を確認した場合でも要件に該当するものとみなす。
2	A000 A002 初診料の注2及び注3 外来診療料の注2及び注3	令和9年3月31日まで	令和8年3月31日時点で、現に逆紹介割合の基準を満たしていた病院にあっては、当該基準を満たすものとみなす。
3	A000 機能強化加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に機能強化加算の届出を行っている保険医療機関については、業務継続計画に係る要件に該当するものとみなす。
4	A100等 入院基本料等の通則	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟又は病室については、身体的拘束最小化の体制に係る基準のうち身体的拘束を最小化するための指針の内容及び身体的拘束最小化の実績に係る基準については、満たしているものとみなす。
5	A100等 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の施設基準	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日時点で急性期一般入院料1～5、7対1入院基本料（結核、特定機能病院（一般病棟）、専門病院）、看護必要度加算（特定、専門）、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1（地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は十三対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）、地域包括医療病棟、地域包括ケア病棟、特定一般病棟入院料の注7を届け出ている病棟又は病室については、「重症度医療・看護必要度」に係る施設基準を満たしているものとみなす。
6	A100等 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の施設基準	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日において、現に急性期一般入院料1に係る届出を行っている病棟であって、現に旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、急性期病院一般入院基本料の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなす。

※ 経過措置は、今後変更になる可能性がございます。最新の告示、通知及び「施設基準届出チェックリスト」も必ずご参照ください。

経過措置について②

区分番号	項目	期間	経過措置の内容
7	A100等 自宅等に退院するものの割合	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日時点で現に急性期一般入院料1、7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）に係る届出を行っている病棟については、令和9年5月31日までの間、自宅等に退院するものの割合の計算について、なお従前の例によることができる。
8	A100等 一般病棟入院基本料 精神病棟入院基本料	当分の間	令和8年3月31日において現に地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関については、当分の間、急性期病院一般入院基本料及び急性期病院精神病棟入院基本料における地域包括医療病棟を届け出していないこととする要件に該当するものとみなす。
9	A100等 一般病棟入院基本料 精神病棟入院基本料	当分の間	令和8年3月31日において現に地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関については、当分の間、急性期病院A一般入院料及び急性期病院A精神病棟入院料における地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料に係る届出を行っていないこととする要件に該当するものとみなす。
10	A100等 一般病棟入院基本料 精神病棟入院基本料	当分の間	人口20万人未満で地域最多救急病院又は離島からなる二次医療圏で地域最多救急病院のいずれかに該当する保険医療機関について、当該保険医療機関が所属する二次医療圏において再編統合が行われた場合には、当分の間、人口20万人未満で地域最多救急病院に該当する保険医療機関については、人口20万人未満の地域に所在する保険医療機関であって、当該所属二次医療圏に所在する保険医療機関のうち、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が最大であるものとみなし、離島からなる二次医療圏で地域最多救急病院に該当する保険医療機関については、離島からなる二次医療圏で地域最多救急病院を満たしているものとみなす。
11	A100 急性期病院の搬送件数カウント	令和9年3月31日	令和9年3月31日までの間に限り、介護保険施設に入所中の患者の救急搬送に関しては搬送件数に算入しないということにかかわらず、全ての救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる前年度の搬送件数を算入できる。

※ 経過措置は、今後変更になる可能性がございます。最新の告示、通知及び「施設基準届出チェックリスト」も必ずご参照ください。

経過措置について③

区分番号	項目	期間	経過措置の内容
12	A100 急性期病院の搬送件数カウント	令和9年3月31日	令和9年3月31日までの間に限り、令和8年3月31日時点で総合入院体制加算又は急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、夜間時間帯（この項において、午後10時から午前8時までをいう。）に受け入れた救急搬送件数が1割以上あることに係る基準を満たしているものとみなす
13	A100 急性期病院の搬送件数カウント	令和9年3月31日	令和9年3月31日までの間に限り、夜間時間帯に受け入れた救急搬送件数の実績の年間の記録がない医療機関については、夜間時間帯に受け入れた救急搬送に係る実績は、届出前直近1ヶ月の実績により届け出ることによって差し支えない
14	A101 療養病棟入院基本料	当分の間	令和6年3月31日において令和6年度改定前の医科点数表の療養病棟入院基本料に係る届出を行っている病棟に入院している患者であって、令和6年度の改正前の基本診療料の施設基準等別表第五の二の二に掲げる中心静脈注射を実施している状態にあるものについては、処置等に係る医療区分3とみなす。
15	A101 療養病棟入院基本料	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日において現に療養病棟入院料2を届け出ている保険医療機関については、医療区分2及び3の患者が6割である要件に該当するものとみなす。
16	A200 急性期総合体制加算	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1若しくは2又は急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和8年9月30日までの間に限り、急性期病院A一般入院料を算定していることの基準を満たしているものとみなす。
17	A200 急性期総合入院体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算3の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、急性期病院B一般入院料を算定していることの基準を満たしているものとみなす。
18	A200 急性期総合体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する体制の基準を満たしているものとみなす。

経過措置について④

	区分番号	項目	期間	経過措置の内容
19	A200	急性期総合体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、入退院支援加算1又は2の届出の基準を満たしているものとみなす。
20	A200	急性期総合体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算2又は3の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、敷地内禁煙の基準を満たしているものとみなす。
21	A200	急性期総合体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1又は2の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、院内迅速対応チーム、平均在院日数14日以内、退棟患者に占める病院内転棟割合1割未満、感染対策向上加算1の届出、救命救急入院料等の高度急性期医療に係る治療室の届出に係る基準を満たしているものとみなす。
22	A200	急性期総合体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、急性期総合体制加算3から5における、総合性に係る基準を満たしているものとみなす。
23	A200	急性期総合体制加算	令和10年5月31日まで	令和8年3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和10年5月31日までの間に限り、急性期総合体制加算3から5における、総合性に係る基準のうち、地域医療構想調整会議での合意に係る基準を満たしているものとみなす。
24	A200	急性期総合体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1又は急性期充実体制加算1の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、急性期総合体制加算2から5における手術等の集積性に係る基準を満たしているものとみなす。
25	A200	急性期総合体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算2又は急性期充実体制加算2の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、急性期総合体制加算4及び5における手術等の集積性に係る基準を満たしているものとみなす。

※ 経過措置は、今後変更になる可能性がございます。最新の告示、通知及び「施設基準届出チェックリスト」も必ずご参照ください。

経過措置について⑤

区分番号	項目	期間	経過措置の内容	
26	A200	急性期総合体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算3の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、急性期総合体制加算5における手術等の集積性に係る基準を満たしているものとみなす。
27	A200	急性期総合体制加算	当分の間	令和8年3月31日時点で総合入院体制加算及び地域包括医療病棟入院料の届出を行っている保険医療機関については、当分の間、急性期総合体制加算1から5までにおける地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っていないこととする要件を満たしているものとみなす。
28	A200	急性期総合体制加算	当分の間	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1又は2の届出を行っている保険医療機関については、当分の間、急性期総合体制加算2及び4における、許可病床数に占める一般病棟入院基本料等の届出が9割以上に係る基準を満たしているものとみなす。
29	A200	急性期総合体制加算	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日において現に総合入院体制加算1の届出を行っている保険医療機関については、急性期総合体制加算1から5まで、総合入院体制加算2の届出を行っている保険医療機関については、急性期総合体制加算の3から5まで、総合入院体制加算3の届出を行っている保険医療機関については、急性期総合体制加算の5、急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、急性期総合体制加算1から5までにおける、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る基準を満たしているものとみなす。
30	A218	地域加算	令和9年5月31日まで	激変緩和措置として、一部地域については令和9年5月31日までの間に限り、級地の調整を行う。

※ 経過措置は、今後変更になる可能性がございます。最新の告示、通知及び「施設基準届出チェックリスト」も必ずご参照ください。

経過措置について⑥

	区分番号	項目	期間	経過措置の内容
31	A243-2	バイオ後続品使用体制加算	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日時点で、現にバイオ後続品使用体制加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、原則として、新たに追加された成分に係る割合の基準を満たすものとみなす。
32	A245	データ提出加算	令和10年5月31日まで	令和8年3月31日時点で、精神病棟入院基本料（15対1、18対1、20対1）に係る届出を行っている保険医療機関については、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。
33	A245	データ提出加算	当分の間	<p>令和8年3月31日時点で、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）、専門病院入院基本料（7対1、10対1）、地域包括医療病棟、地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料1～4を算定する病棟又は病室のいずれも有しない保険医療機関であって、以下のいずれかに該当するもの、かつ、データ提出加算に係る届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものに限り、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域一般入院基本料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料又は精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が200床未満のもの ・精神病棟入院基本料、精神科急性期治療病棟入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟又は病室のいずれかを有するもの

経過措置について⑦

区分番号	項目	期間	経過措置の内容
34	A300等 特定入院料の施設基準等 通則	当分の間	令和8年3月31日において現に特定入院料に係る届出を行っている病棟又は病室については、一病棟（看護単位）における特定入院料の届出は二までとする基準に該当するものとみなす。
35	A301 特定集中治療室管理料2	令和10年5月31日まで	「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師」の規定に該当するものとみなす。
36	A301 特定集中治療室管理料	令和8年12月31日まで	令和8年3月31日時点で、現に特定集中治療室管理料の届出を行っている治療室にあつては、救急搬送件数又は全身麻酔による手術件数の要件に該当するものとみなす。
37	A301 特定集中治療室管理料1、2	令和8年12月31日まで	令和8年3月31日時点で特定集中治療室管理料を行っている治療室にあつては、入室時にSOFAスコアが一定以上である患者割合の基準を満たすものとみなす。
38	A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	令和8年12月31日まで	令和8年3月31日時点で、現にハイケアユニット入院医療管理料の届出を行っている治療室にあつては、救急搬送件数又は全身麻酔による手術件数の要件に該当するものとみなす。
39	A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	令和8年12月31日まで	令和8年3月31日時点で現にハイケアユニット入院医療管理料1又はハイケアユニット入院医療管理料2に係る届出を行っている治療室であつて、旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす治療室については、令和8年度改定後の基準をそれぞれ満たすものとみなす。
40	A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	令和8年12月31日まで	令和8年3月31日時点において現に脳卒中ケアユニット入院医療管理料の届出を行っている治療室にあつては、「超急性期脳卒中加算」「経皮的脳血栓回収術」に関する実績要件に該当するものとみなす。
41	A303 母体・胎児集中治療室管理料	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日の時点で、現に母体・胎児集中治療室管理料の届出を行っている治療室にあつては、妊産婦の搬送受入件数に関する実績要件に該当するものとみなす。

経過措置について⑧

区分番号	項目	期間	経過措置の内容
42	A304 地域包括医療病棟	当分の間	令和8年3月31日時点で総合入院体制加算及び地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関については、地域包括医療病棟において、急性期総合体制加算に係る届出を行っている保険医療機関でないことの要件を満たしているものとみなす。
43	A308 回復期リハビリテーション病棟入院料	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日において、現に回復期リハビリテーション病棟入院料2又は4に係る届出を行っている病棟にあっては、リハビリテーション実績指数に関する実績要件に該当するものとみなす。
44	A308 回復期リハビリテーション病棟入院料	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日において、現に回復期リハビリテーション病棟入院料3又は4に係る届出を行っている病棟にあっては、休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制に関する施設基準に該当するものとみなす。
45	A311,A311-3 精神科救急急性期医療入院料、精神科救急・合併症入院料		令和8年5月31日までの間に新規に入院した患者については、措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院、鑑定入院又は医療観察法入院のいずれかに係るものであった場合、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において、3点以上であることとする。
46	A311-2 精神科急性期治療病棟入院料2	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日において現に精神科地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っていた病棟が、令和8年6月1日までに区分番号A311-2に掲げる精神科急性期治療病棟入院料2に係る届出を行った場合は、精神科地域包括ケア病棟入院料を算定した期間と通算して180日を限度としてA311-2に掲げる精神科急性期治療病棟入院料2の八を算定できるものとする。
47	A311-2 精神科急性期治療病棟入院料2	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日において現に令和6年度医科点数表における精神科地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟については、令和8年9月30日までの間に限り、精神科急性期治療病棟入院料の看護配置に係る要件以外を満たすこととする。

※ 経過措置は、今後変更になる可能性がございます。最新の告示、通知及び「施設基準届出チェックリスト」も必ずご参照ください。

経過措置について⑨

	区分番号	項目	期間	経過措置の内容
48	別表第六の二	医療資源の少ない地域の対象地域	令和12年5月31日まで	令和6年3月31日において、現に令和6年度診療報酬改定前の医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関が、医療資源の少ない地域の評価に係る届出を行っている場合なお効力を有するものとする。
49	別表第六の二	医療資源の少ない地域の対象地域	令和14年5月31日まで	令和8年3月31日において、現に令和8年度診療報酬改定前の医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関が、医療資源の少ない地域の評価に係る届出を行っている場合なお効力を有するものとする。
50	B001-2-6	救急外来医学管理料	令和8年12月31日まで	救急外来医学管理料に係る届出を行う保険医療機関については、地域の救急医療に関する取組の要件に該当するものとみなす。
51	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料1	令和8年9月30日まで	令和8年3月31日時点で、現に外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っている保険医療機関については、患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針の整備に係る基準を満たしているものとする。
52	B001-3 B001-3-3	生活習慣病管理料（Ⅰ）注4 生活習慣病管理料（Ⅱ）注4	令和9年3月31日まで	令和8年3月31日において、現に生活習慣病管理料（Ⅰ）又は生活習慣病管理料（Ⅱ）の注4に係る届出を行っている保険医療機関については、充実管理加算1に係る実績要件に該当するものとみなす。
53	C005	在宅患者訪問看護・指導料 注19 （C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料の注8の規定により準用する場合を含む） 訪問看護医療情報連携加算	令和8年9月30日まで	ウェブサイト掲載の基準に該当するものとみなす。

※ 経過措置は、今後変更になる可能性がございます。最新の告示、通知及び「施設基準届出チェックリスト」も必ずご参照ください。

経過措置について⑩

区分番号	項目	期間	経過措置の内容
54	特掲診療料の 施設基準 在宅療養支援診療所・病院	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日において現に在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、業務継続計画の策定等に係る要件を満たしているものとする。
	J通則 K通則 休日加算1 時間外加算1 及び深夜加算1	令和9年5月31日まで	令和8年3月31日の時点で休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、夜勤時間帯に緊急呼出し当番を行った者について、翌日を休日としていること又は勤務間インターバルを満たしているものとみなす。
55	J038 人工腎臓 注15 腎代替療法診療体制充実加算	令和9年5月31日まで	「日本透析医会、日本透析医会支部又は都道府県等による災害時の情報伝達訓練に年に1回以上参加していること。」の基準に該当するものとみなす。
56		令和10年5月31日まで	在宅自己腹膜灌流指導管理料の算定実績又は腎移植に向けた手続きを行った患者の実績の基準に該当するものとみなす。
57	K939-4 内視鏡手術用支援機器加算	令和9年5月31日まで	「内視鏡手術用支援機器を用いた手術の前年の実績（症例数及び平均在院日数）について、ウェブサイトに掲載していること」の基準に該当するものとみなす。
58	訪問看護 訪問看護管理療養費 注14 訪問看護医療情報連携加算	令和8年9月30日まで	ウェブサイト掲載の基準に該当するものとみなす。
59	訪問看護 包括型訪問看護療養費	令和9年5月31日まで	合同の研修及び事例検討会等の地域の保険医療機関又は訪問看護ステーションとの連携について相当な実績に係る基準に該当するものとみなす。

施設基準の届出について

お願い

- 令和8年6月1日から算定を行うためには、**令和8年5月7日から6月1日まで（必着）**に、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局の都道府県事務所へ届出が必要となりますので、ご注意願います。
- 締切日直前に届出が集中することが予想されますので、できる限り早期にご提出いただくようお願いいたします。